

業務委託制限付一般競争入札参加者心得

公益財団法人郡山市観光交流振興公社

(目的)

第1条 業務の委託契約に係る制限付一般競争(以下「競争」という。)入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札公告、仕様書及び現場等を熟知の上入札しなければならない。

- 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提示することを原則とし、郵便をもって提出することができない。
- 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受け提出しなければならない。
- 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を、入札参加者の代理人とすることはできない。
 - 契約の履行に当たり故意に業務の内容等に関して不正の行為をした者
 - 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書をいったん提出した後は開札の前後を問わず書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該業務の委託料内訳書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加資格を有することとされた者(以下「入札参加資格者」という。)は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 入札参加資格者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者のした入札
- 記名押印を欠く入札
- 金額を訂正した入札
- 誤字、脱字等により意思表示が不明な入札
- 1人で2通以上提出した入札
- 入札条件に違反した入札
- 明らかに連合によると認められる入札

(落札者の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の10第2項の規定を適用した場合(最低制限価格制度)は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札に付することができる。

- 再入札をしてもなお予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札者がいないときは、随意契約に移行することができるので、見積書も必ず持参すること。

(契約保証金)

第10条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書の提出)

- 契約書を作成する場合においては、落札者は契約権者が指示する契約書案に住所氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し速やかに契約権者に提出しなければならない。
- 落札者が前項により契約書を提出しないときは、落札を取り消すことができる。

(連帯保証人)

第12条 連帯保証人については、別に定めるところによる。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得について不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(補足)

第14条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。